

第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画策定業務委託審査要領

1. 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。
なお、見積書合計金額が見積限度額を超えている場合は、審査対象から除外する。

2. プレゼンテーション

以下のとおり応募者は提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。詳細（会場、時間等）については、応募者個別に電子メールで連絡する。

- ・出席人数は4名以内とし、質問に適切に対応できる実務の担当予定者が出席すること。
- ・プレゼンテーションの構成は自由であるが、必ず質疑の時間を設けること。
- ・実務の主担当予定者は、必ず出席し、自己紹介等を行うこと。
- ・補足資料の配布、パソコン、液晶プロジェクター等の使用は認めない。
- ・審査結果の通知は、企画提案書の提出のあったすべての事業者に通知する。
- ・審査結果に関する異議等は受け付けない。

3. 審査方法

審査は、「書類審査」（企画提案書の審査）及び「面接審査」（プレゼンテーションの審査）により行う。

四日市市が設置する「第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画策定業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において各委員が独立して、応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。各委員の得点の合計を合算した総合得点の最も高い応募者を受託候補者として特定する。（同点の場合は委員長が決定する。）

また、次点の提案として評価した応募者も併せて特定する。

4. 審査基準

委員会が厳正な審査を行い選定する。